

苓北町議会ハラスメント防止条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、苓北町議会ハラスメント防止条例（令和 8 年条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事実関係の把握等)

第 3 条 条例第 3 条第 3 項の規定による報告を行うときは、ハラスメントに関する報告書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 5 条の規定によるハラスメントに関する申出を行うときは、ハラスメントに関する申出書（様式第 2 号）により、同条の規定による町長からのハラスメントに関する通知を行うときは、ハラスメントに関する通知書（様式第 3 号）によるものとする。

(公表等)

第 4 条 条例第 6 条第 4 項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち、適当な方法により行うものとする。

- (1) 苓北町議会広報誌への掲載
- (2) 苓北町ホームページへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

(審査会)

第 5 条 条例第 7 条の規定により設置する審査会の委員は 3 人以上 5 人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから議長が委嘱する。

- (1) 法律等の専門的な知識及び経験を有する者
- (2) 心理学等の専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 男女共同参画に関し識見を有する者
- (4) 人権啓発に関し識見を有する者
- (5) その他議長又は町長が認める者

2 委員の任期は、審査会が設置されたときから当該事案の審査結果を議長に報告したときまでとする。

3 審査会の委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

4 審査会は非公開とする。

5 委員は、審査会において知り得た秘密を保持しなければならない。また、委員を退いた後も、同様とする。

6 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

ハラスメントに関する報告書

1 当該行為の行われた日時
年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃
2 当該行為の行われた場所
3 当該行為を行った議員の氏名
4 当該行為が該当するハラスメントの種類 ☐ パワー・ハラスメント ☐ セクシュアル・ハラスメント ☐ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント ☐ その他の誹謗、中傷、風評 等
5 当該行為の内容（具体的に記入してください。）
6 当該行為の目撃者や証人 等
7 当該行為を行われた当事者
8 その他特記事項

（注）プライバシー保護のため、封書により提出してください。

年 月 日

荅北町議会議員

荅北町議会議長 様

ハラスメントに関する申出書

1 当該行為の行われた日時
年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃
2 当該行為の行われた場所
3 当該行為を行った議員又は職員等の氏名
4 当該行為が該当するハラスメントの種類 ☐ パワー・ハラスメント ☐ セクシュアル・ハラスメント ☐ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント ☐ その他の誹謗、中傷、風評 等
5 当該行為の内容（具体的に記入してください。）
6 当該行為の目撃者や証人 等
7 その他特記事項

（注）プライバシー保護のため、封書により提出してください。

年 月 日

苓北町議会議員
（議会事務局・職・氏名）

苓北町議会議長 様

第 号
年 月 日

苓北町議会議長 様

苓北町長

ハラスメントに関する通知書

苓北町議会ハラスメント防止条例第 5 条の規定により、職員から議員によるハラスメントと疑われる行為があった旨の申出を受けたので、下記のとおり通知します。

つきましては、当該行為に係る事実関係を調査し、必要に応じて再発防止に必要な措置を講ずることを要請します。

記

1 当該行為の行われた日時
年 月 日 () 午前・午後 時 分 頃
2 当該行為の行われた場所
3 当該行為を行った議員の氏名
4 当該行為が該当するハラスメントの種類 ☐ パワー・ハラスメント ☐ セクシュアル・ハラスメント ☐ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント ☐ その他の誹謗、中傷、風評 等
5 当該行為の内容
6 当該行為の目撃者や証人 等
7 その他特記事項